

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	身体障害者手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、身体障害者手帳の交付に関する事務において特定個人情報を取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	身体障害者手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 身体障害者福祉法に基づき、同法で定める身体上の障害がある者に対して、身体障害者手帳を交付する。</p> <p>【具体的事務】 ①身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第1項の身体障害者手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 ②身体障害者福祉法第16条第1項又は第2項の身体障害者手帳の返還に関する事務 ③身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号)第9条第1項の身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ④身体障害者福祉法施行令第9条第2項若しくは第4項の氏名を変更したとき、若しくは居住地を移したときの届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑤身体障害者福祉法施行令第10条第1項又は第3項の身体障害者手帳の再交付に関する事務</p>
③システムの名称	身体障害者手帳交付システム、中間サーバー、統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

身体障害者手帳交付システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の11の項 ○番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第11条各号</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】 ・番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条第1号ロ、同条第4号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ハ、同条第2号ホ、同条第4号ト、同条第5号、同条第6号ホ、同条第8号ト、第14条第1号イ、同条第2号イ、第20条第2号イ、同条第6号、第21条第1号イ、同条第2号イ、同条第3号、第22条第1号イ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号イ、同条第2号から第10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第4号イ、同条第5号ハ、同条第6号イ、第42条第1号、第43条の4、第53条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号イ、第55条第1号ト、同条第5号イ、同条第6条二、同条第10号ハ、第59条の2第1号ト、同条第2号から第5号まで</p> <p>【情報照会の根拠】 なし</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長	課長 小澤 清孝

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>福祉保健部障害者相談所 〒400-0005 甲府市北新一丁目2-12(山梨県福祉プラザ3階) 電話番号:055(254)8671 ファックス番号:055(254)8675</p>
-----	--

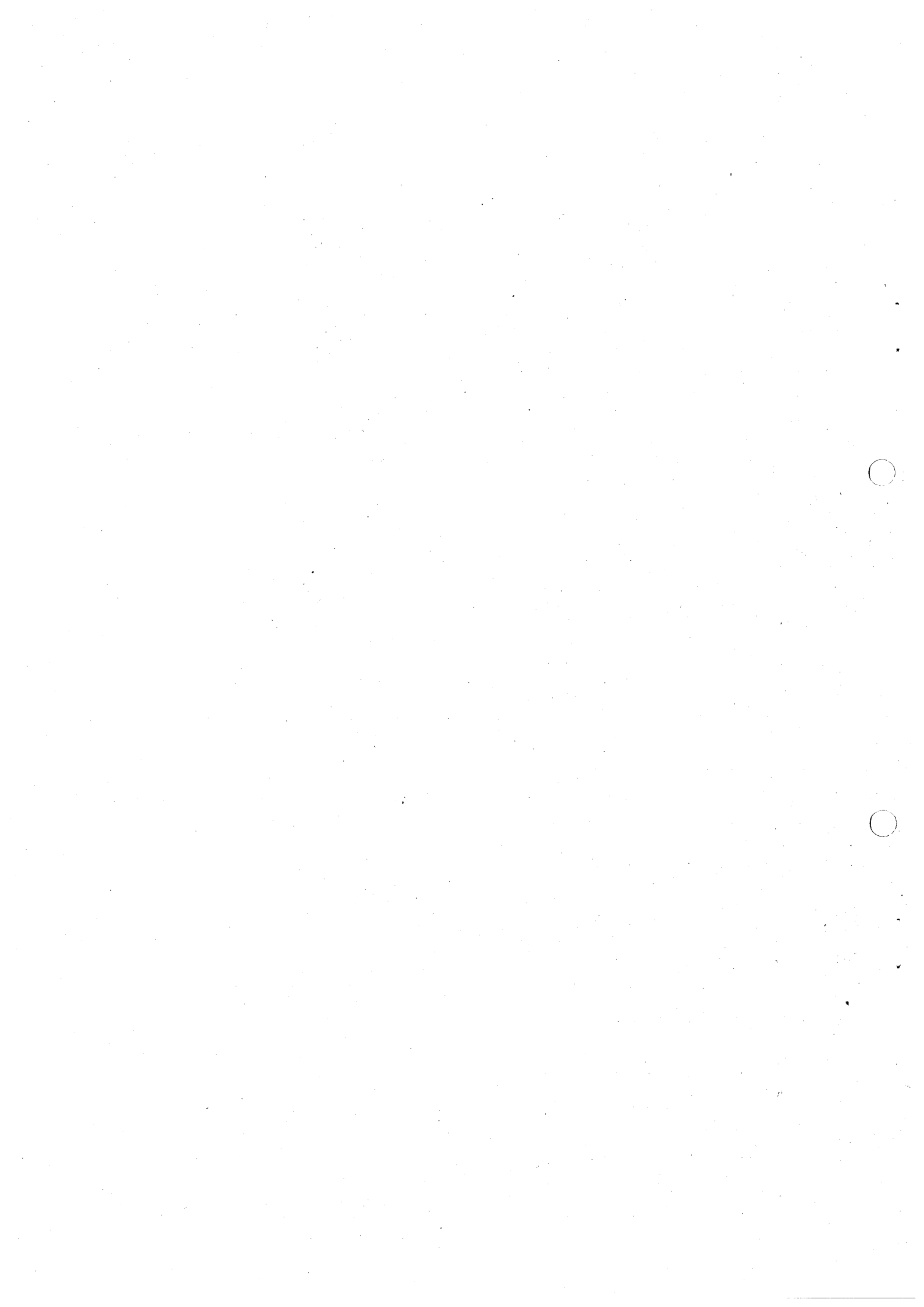
II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数が	平成30年4月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数が	平成30年4月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる



特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)に基づく、精神障害者保健福祉手帳の交付及び精神障害者保健福祉手帳交付台帳の作成等の交付に関連する事務を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 精神障害者保健福祉手帳新規申請に関する事務(県外からの転入申請等) 精神障害者保健福祉手帳更新申請に関する事務 精神障害者保健福祉手帳等級変更申請に関する事務 精神障害者保健福祉手帳再交付申請に関する事務(破損・汚損・紛失) 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届に関する事務 精神障害者保健福祉手帳返還申請に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉手帳等関連業務システム、統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー)、中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

精神障害者保健福祉手帳データベースファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の14の項</p> <p>(2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第14条第2号から第8号まで</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の10、14、16、20、27、28、31、53、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第9条第1号ハ、同条第4号ハ、第11条第1号ハ、第12条第1号ト、同条第2号ヘ、同条第4号チ、同条第5号、同条第6号ヘ、同条第8号チ、第20条第2号ロ、同条第6号、第21条第1号ロ、同条第2号ロ、同条第3号、第22条第1号ロ、同条第2号から第11号まで、第28条第1号ロ、同条第2号から第2号から第10号まで、第29条第2号、第30条第5号、第31条第4号ロ、第42条第2号、第43条の4第1号ロ、第53条第1号ハ、同条第2号ハ、同条第3号ロ、第55条第1号チ、同条第5号ロ、同条第6号ホ、同条第10号ニ、第59条の2第1号チ、同条第2号から第5号まで <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第18条

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	山梨県立精神保健福祉センター
②所属長	所長 岩佐 敏

6. 他の評価実施機関

-	
---	--

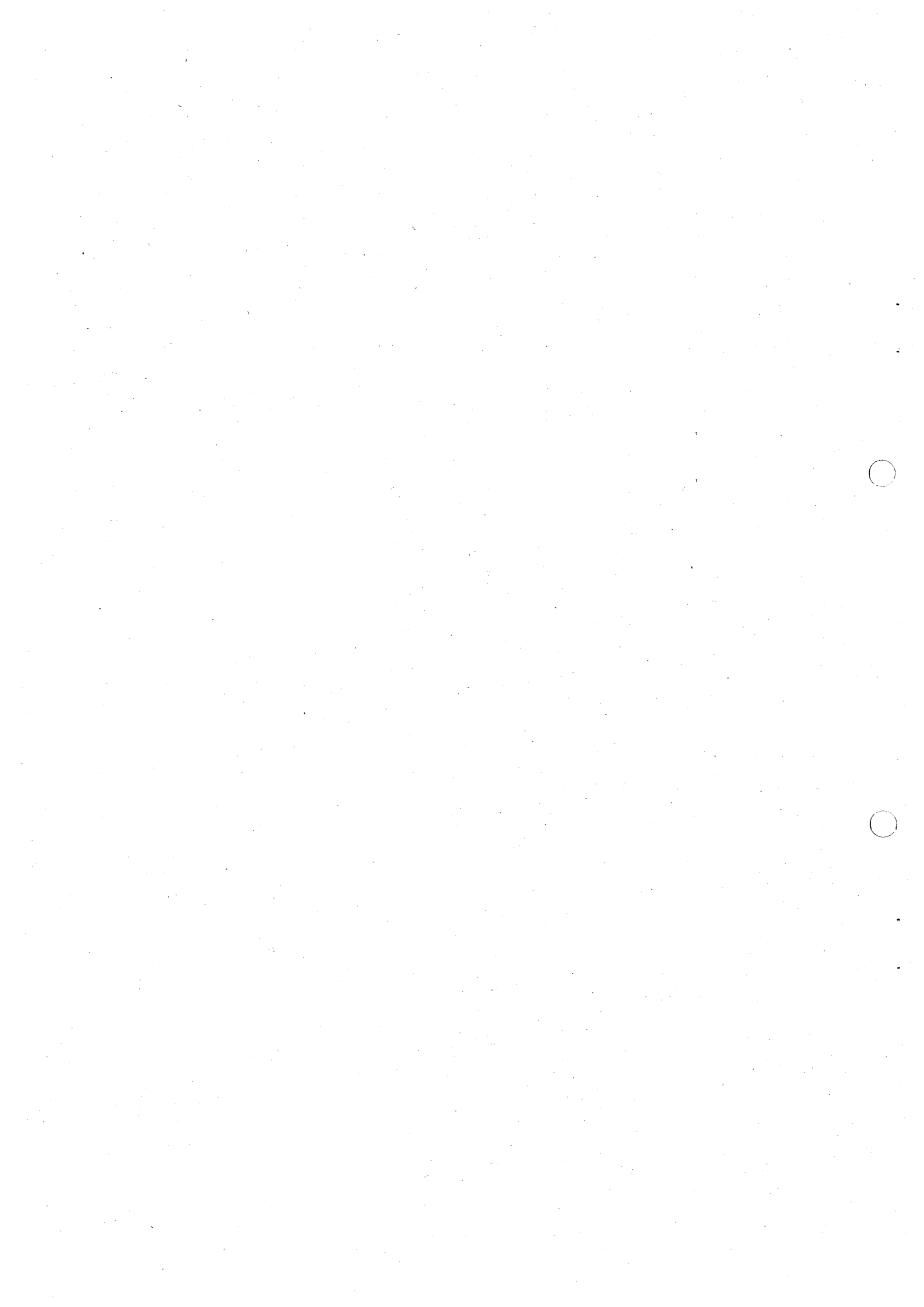
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号: 055(223)1408 ファックス番号: 055(223)1409 利用時間: 8時30分～17時00分 閉館日: 土日祝日、年末年始(12月29日～1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	山梨県立精神保健福祉センター 〒400-0005 甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ3階 電話番号: 055(254)8644 ファックス番号: 055(254)8647

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる



特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	公営住宅の管理に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、公営住宅の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成28年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公営住宅の管理に関する事務
②事務の概要	山梨県では、住宅の安定的な供給を図るため、県営住宅を整備し、住宅困窮者への賃貸等を行っている。 特定個人情報ファイルを使用して具体的に実施する事務 ・入居申込みの受理、審査、認定、通知 ・収入申告の受理、審査、認定 ・家賃の決定 ・家賃等の減免申請の受理・審査・認定 ・同居承認、入居承継承認の申請の受理、審査、承認
③システムの名称	県営住宅管理システム 中間サーバー 団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公営住宅管理システムファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一の19の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第18条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<情報照会の根拠> 番号法第19条第7号 番号法別表第二の31の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第22条 <情報提供の根拠> 情報提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	県土整備部建築住宅課
②所属長	課長 渡井 攻
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	山梨県県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055-223-1408 FAX番号:055-223-1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	400-8501 山梨県甲府市丸の内1-6-1 県土整備部建築住宅課 管理担当 TEL 055-223-1732

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	児童扶養手当の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、児童扶養手当の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組むことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	児童扶養手当の支給に関する事務
②事務の概要	<p>児童扶養手当法に基づき、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童を養育する者に対して手当を支給する。 特定個人情報ファイルは次の事務に使用している。</p> <p>①児童扶養手当法(昭和36年法律第238号)第6条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ②児童扶養手当法による児童扶養手当証書に関する事務 ③児童扶養手当法第8条第1項の手当の額の改定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ④児童扶養手当法第16条の未支払の手当の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 ⑤児童扶養手当法第28条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 ⑥児童扶養手当法施行規則(昭和36年厚生省令第51号)第3条の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</p>
③システムの名称	児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム

2. 特定個人情報ファイル名

児童扶養手当受給資格者名簿

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>-行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下、「番号法」という。)第9条第1項及び同法別表第一の項番37 -番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第29条各号</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第10条の3、第12条第1号又、同条第2号子、同条第4号又、同条第5号、同条第6号子、同条第8号ル、第19条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第35条第2号、第36条第1号ロ、同条第2号ロ、第44条第1号ル、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号又及び同条第2号から第5号まで</p> <p>【情報照会側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第31条各号</p>

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部子育て支援課
②所属長	課長 下條 勝

6. 他の評価実施機関

—

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	<p>県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1408、ファックス番号:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)</p>
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	<p>福祉保健部子育て支援課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1459、ファックス番号:055-223-1475</p>
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月2日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月2日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

変更箇所

変更日		項目		変更前の記載		変更後の記載		提出時期に係る説明	
平成29年4月1日	長	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 神宮司 易		課長 小野 真奈美	事後	人事異動		
平成29年4月3日	人数	II しきい値判断項目 1. 対象	平成27年4月2日 時点		平成29年4月2日 時点	事後	時点修正		
平成29年4月3日	者数	II しきい値判断項目 2. 取扱	平成27年4月2日 時点		平成29年4月2日 時点	事後	時点修正		
平成30年4月1日	長	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属	課長 小野 真奈美		課長 下條 勝	事後	人事異動		
平成30年4月2日	人数	II しきい値判断項目 1. 対象	平成29年4月2日 時点		平成30年4月2日 時点	事後	時点修正		
平成30年4月2日	者数	II しきい値判断項目 2. 取扱	平成29年4月2日 時点		平成30年4月2日 時点	事後	時点修正		
平成30年5月10日	携	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条第1号又、同条第2号第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第1号口、同条第2号口、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号又及び同条第2号から第5号まで 【情報照会側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条第1号又、同条第2号第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第1号口、同条第2号口、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号又及び同条第2号から第5号まで 【情報提供側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番13、16、26、30、47、64、65、87及び116、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条第1号又、同条第2号第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第1号口、同条第2号口、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号又及び同条第2号から第5号まで 【情報照会側】 番号法第19条第7号、同法別表第二の項番57、番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報（平成26年内閣府・総務省令第7号）第10条の3、第12条第1号又、同条第2号第1号リ、同条第2号から第5号まで、第35条第1号口、同条第2号口、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号又及び同条第2号から第5号まで	事後	主務省令の改正				

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月21日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	母子父子寡婦福祉資金貸付・債権管理事務
②事務の概要	<p>【事務全体の概要】 母子父子寡婦福祉資金貸付金は母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年7月1日法律第129号)第13条、第31条の6、第32条及び附則第3条、第6条の規定に基づき、母子、父子、寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するため、扶養している児童の修学に必要な資金や技能習得資金、生活資金等を無利子又は低利子で貸し付けるものである。</p> <p>【事務の具体的な内容】 ・申請受付(県保健福祉事務所は、各申請書及び所得状況等添付書類の内容確認を行い受理する。申請書等の記載内容に基づき、申請者情報をシステムに入力する。) ・貸付審査(申請書等の記載内容・添付書類の情報を基に貸付審査会で審査を行う。貸付が適当と認められた者に対し、「借用証書」「印鑑登録証明書」等必要書類の提出を求める。) ・貸付(貸付決定通知書を送付し、定められた日に資金を貸与する。) ・変更処理(氏名、住所、振替口座等の変更があった場合には、変更処理を行う。また、一括償還や繰上償還等、償還方法の変更処理も行う。) ・通知送付(償還開始事前通知や償還開始通知、償還完了通知等、各通知の発行・発送処理を行う。) ・帳票作成・管理(未納者一覧表、償還実績表、貸付・償還状況一覧表等の作成及び管理を行う。) ・債権管理(未収金のある方へ督促状及び催告書、債務承認書を送付する。必要に応じて電話督促や訪問徴収等も行う。)</p>
③システムの名称	母子父子寡婦福祉資金貸付金システム、中間サーバー、統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
母子父子寡婦福祉資金ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表第一 43の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号。)第34条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>【提供側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の26、30、87の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号。以下「別表第二主務省令」という。)第19条第1号ト、同条第2号から第6号まで、第44条第1号ト及び同条第2号から第6号まで</p> <p>【照会側】 ・番号法第19条第7号 別表第二の63の項 ・別表第二主務省令第34条各号</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県福祉保健部子育て支援課
②所属長	課長 下条 勝
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1408 FAX:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	<p>山梨県福祉保健部子育て支援課 〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1 TEL:055-223-1459 FAX:055-223-1475</p>

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
7	特別児童扶養手当支給事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、特別児童扶養手当支給事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	特別児童扶養手当支給事務
②事務の概要	<p>特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和39年法律第134号)に基づき、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者の福祉の増進を図るため、当該児童について特別児童扶養手当を支給している。支給に当たっては、支給要件及び支給制限の審査を行う必要があり、特定個人情報ファイルをそのための基礎として利用している。また、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第22条1項にて義務付けられた情報照会者からの提供要求に応じるため、中間サーバーに特定個人情報ファイル(特別児童扶養手当関係情報)を「副本」として保存する必要がある。</p> <p>具体的な事務</p> <p>①特別児童扶養手当の支給に係る各種申請の際に、申請者より受給資格者、児童、配偶者、扶養義務者の個人番号の提供を受ける。</p> <p>②提供された個人番号に基づき、中間サーバーを介して、情報提供ネットワークより、特別児童扶養手当の支給要件及び支給制限の審査に必要な情報を取得する。</p> <p>③取得した情報より申請内容を審査し、審査結果に基づき特別児童扶養手当を支給する。</p> <p>④特別児童扶養手当関係情報の変更内容を、中間サーバーに保存する。</p>
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム

2. 特定個人情報ファイル名

特別児童扶養手当システムファイル

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の項番46 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)の第37条
--------	--

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【情報提供の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の16、19、26、30、56の2、57、87、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第12条第1号ワ、同条第2号ル、同条第4号ワ、同条第5号、同条第6号ル、同条第8号カ、第13条の2第1号、同条第2号ロ、第19条第1号ラ、同条第2号から第6号まで、第30条第10号、第31条第1号ワ、同条第2号ヲ、同条第5号ワ、同条第6号ロ、第44条第1号ラ、同条第2号から第6号まで、第59条の2第1号ワ、同条第2号から第5号まで <p>※30の項に関する主務省令は未整備</p> <p>【情報照会の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号 別表第二の66の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第37条各号 	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	福祉保健部障害福祉課
②所属長	障害福祉課長 小澤 清孝

6. 他の評価実施機関

なし

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	県民情報センター 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1408、ファックス番号:055-223-1409 (各地域県民センターにおいても受付可)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	福祉保健部障害福祉課 〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1 電話番号:055-223-1460、ファックス番号:055-223-1464
-----	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
8	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

山梨県は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務において特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

山梨県知事

公表日

平成30年6月25日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援医療費(精神通院医療)の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に基づく自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付及び自立支援医療(精神通院医療)受給証交付台帳の作成等に関連する事務を実施する。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証新規申請に関する事務(県外からの転入申請等) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証再認定申請に関する事務 ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証支給認定の変更申請に関する事務(医療機関の変更・自己負担上限額の変更) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証記載事項変更申請に関する事務(氏名・住所・保険証情報の変更等) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証再交付申請に関する事務(破損・汚損・紛失) ・自立支援医療(精神通院医療)受給者証返還申請に関する事務
③システムの名称	精神保健福祉手帳等関連業務システム, 統合宛名システム(MICJET番号連携サーバー), 中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
自立支援医療(精神通院医療)受給者証データベースファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<p>(1)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の84の項</p> <p>(2)番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条</p>
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p><情報提供の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の26、56の2、87の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第19条第1号子、同条第2号から第6号まで、第30条第12号、第44条第1号子、同条第2号から第6号まで <p><情報照会の根拠></p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第55条第2号ハ、同条第5号ハ、同条第8号ハ、第55条の2、第55条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	山梨県立精神保健福祉センター
②所属長	所長 岩佐 敏
6. 他の評価実施機関	
-	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	山梨県総務部県民情報センター 〒400-0031 甲府市丸の内一丁目6-1(県庁別館2階) 電話番号:055(223)1408 ファックス番号:055(223)1409 利用時間:8時30分~17時00分 閉館日:土日祝日、年末年始(12月29日~1月3日) (各地域県民センターにおいても請求を受け付けている)
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	山梨県立精神保健福祉センター 〒400-0005 甲府市北新1-2-12山梨県福祉プラザ3階 電話番号:055(254)8644 ファックス番号:055(254)8647
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年4月27日 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
--	----------	--------------------------

III しきい値判断結果

しきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる
----------	-------------------

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機 関における担当部署 ①部署 ②所属長	① 山梨県立精神保健福祉センター ② 所長 小石 誠二	① 山梨県立精神保健福祉センター ② 所長 岩佐 敏	事後	人事異動
平成30年4月27日	II しい値判断項目 1. 対象 人数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年4月27日	II しい値判断項目 2. 取扱 者数	平成27年4月1日 時点	平成30年4月27日 時点	事後	時点修正
平成30年5月10日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用 ②法令根拠	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の84の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条第1号、第4号	(1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項、別表第一の84の項 (2) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第60条	事後	番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の改正

